



## 1. 社会福祉振興助成事業の事業評価について

---

### (1) 事業評価の目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、前身である社会福祉・医療事業団の時代より約25年にわたって、民間の福祉活動の振興のための助成を行ってきた。

助成事業の評価については、かねてよりその必要性や実施方法などについて検討を重ねてきていたが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の中で、「国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。」とされたことで、平成14年4月より本格的に実施をはじめることとなった。

平成15年10月の独立行政法人化以降、事業評価は、中期目標、中期計画、年度計画にそれぞれ位置づけられ、実施と見直しを重ねながら実施ノウハウを蓄積してきた。

平成22年度からは、「長寿・子育て・障害者基金事業」から国庫補助金を財源とした「社会福祉振興助成事業（以下「WAM助成」という。）」に変わり、これまで以上に事業成果や社会的効果が問われることとなり、「公的助成金の投入効果」について、更なる明確さや客観性を備えた事業評価が求められている。

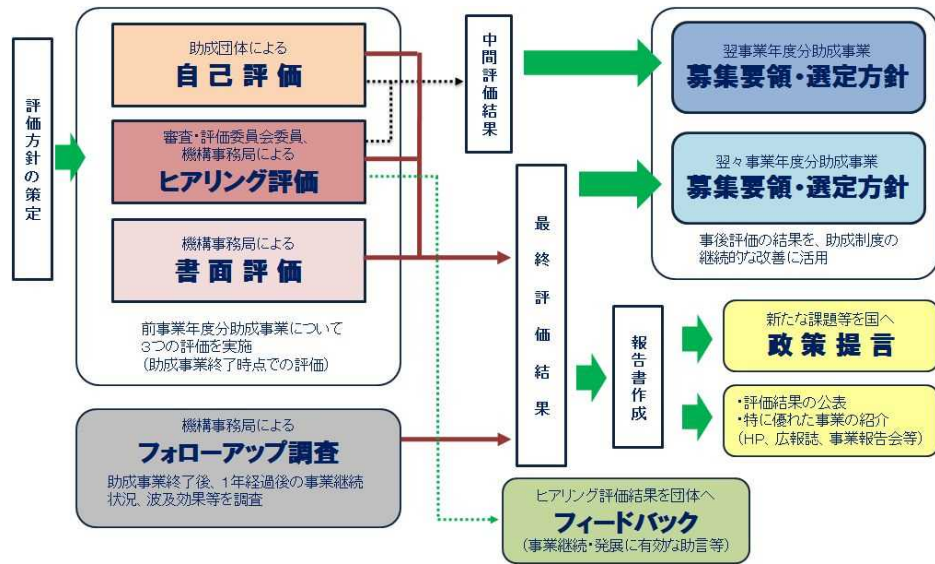
機構の助成事業において事業評価を実施する目的としては、平成27年7月29日に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において決定した「社会福祉振興助成事業の評価方針」において、次のような点を掲げている。

- ア 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- イ 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- ウ 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- エ 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- オ 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- カ 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。
- キ 評価のプロセスを通じて、助成事業の継続・自立を促すとともに、助成先団体の活動の発展・改善に貢献すること。

## (2) 事業評価の方法

事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、評価成果を翌年度以降の助成プログラム等の改善に活かすよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

図1 事業評価の仕組み



まず、前年度に実施した全ての助成事業について助成先団体による「自己評価」を行った上で、審査・評価委員、機構事務局による「ヒアリング評価」、機構事務局による「書面評価」に基づく評価を行うこととしている。各評価方法は下記の通りである。

図2 参考) 各評価方法の概要

	概要	実施者	実施時期	備考
自己評価	助成事業終了直後に、実施した助成事業の経費内容や事業の質的な状況や成果を「自己評価書」をもとに点検し、あらかじめ事業を振り返ることで、以降の活動に活かすために実施	助成先団体	助成事業終了後	※自己評価書 資料編P57
ヒアリング評価	助成先団体との対面方式で、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業成果物（事業報告書その他の作成物）等（以下、提出書類）の書面を見ながら、助成事業の実施状況やその成果について確認するもの。 ※評価結果はヒアリング対象団体にフィードバックを行う。	審査・評価委員会委員 または 機構事務局	助成事業の翌年度	※ヒアリング評価票 資料編P61
書面評価	助成先団体によって作成された提出書類を用いて、機構事務局が事業の実施状況や成果等の確認を行うもの。	機構事務局		※書面評価票 資料編P63
フォローアップ調査	助成事業の終了後1年以上を経過した時点において、助成事業の継続状況や助成事業終了直後の時点では十分に把握することができなかった事業実施の効果や課題を検証・把握することを目的に行うもの。	機構事務局	助成事業終了から 1年以上経過後	※調査票 資料編P76

自己評価は、助成先団体の内部評価となるが、ヒアリング評価と書面評価は、審査・評価委員あるいは機構事務局が行うもので、複数の評価手法を用いることで可能な限り客観性の担保に努めている。また、ヒアリング評価結果を助成先団体へフィードバックし、助成事業について助言を行うことで、事業の改善や更なる発展を目指すなど、WAM助成の助成プログラムのPDCAに活かすだけでなく、助成先団体にとっても意義のあるものになるよう努めている。

各手法の評価対象は、当該年度に審査・評価委員会において定められる評価方針等に基づき、各手法の評価対象を定められている。自己評価は全件実施し、ヒアリング評価は、審査・評価委員会の審議を経て対象を選定し、書面評価はヒアリング評価の対象を除く助成先団体を対象としている。

機構は、これらの評価結果をWAM助成の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がってきた新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

特に、評価の結果、成果が特に優れていると認められた事業については、助成事業報告会やシンポジウム、機構ホームページ、広報誌「WAM」等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

なお、ヒアリング評価の結果については、助成先団体にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営に活かすとともに、次年度以降の助成先選定に反映するほか、助成プログラムの仕組みの改善にも反映させることとしている。